

平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件
平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件
平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件
平成25年(ワ)第521号 川内原発差止等請求事件
平成26年(ワ)第163号 川内原発差止等請求事件
平成26年(ワ)第605号 川内原発差止等請求事件
平成27年(ワ)第638号 川内原発差止等請求事件
平成27年(ワ)第847号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面26
(被告国の主張に対する反論)

2016年9月7日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	森	雅	美	
同	板	井	優	
同	後	藤	好	成
同	白	鳥	努	

本準備書面においては、被告国の平成26年6月23日付け準備書面（1）に対する反論を行う。

第1 本件原発の稼働差し止め請求の適法性について

1 はじめに

(1) 被告国の主張の骨子

被告国は、原告らの請求が公権力の行使の取消変更ないしはその発動を求めるものであるから、民事訴訟としては不適法であるとして、却下を求めている。

また、予備的に、被告国は、原告らの主張が公権力の取消変更ないしその変更を余儀なくされるものを含まないのであれば、行政指導や事実行為のみによっては、被告九州電力の操業行為を「規制し、制限をすることができる立場」にはないから、原告らの主張は失当であるとして、棄却を求めている。

(2) 原告らの主張の骨子

しかし、原告らの請求は、被告国が被告九州電力に対し、行政指導や事実行為といった「非権力的行為」を実施することによって、本件原発施設の操業停止を求めるものである。

わが国におけるこれまでの原発関連行政の実態に鑑みると、被告国が電力事業者に対して行政指導や事実行為を実施した場合、電力事業者がその独自の判断でこれを拒否するなどということはおよそ考えられないことから、これ（被告国による行政指導等）に従うことは明らかである。

同時に、このことは、被告国による行政指導や事実行為のみによっても、被告九州電力の操業行為を「規制し、制限することができる」ことを示すものでもある。

したがって、原告らの請求は、公権力の行使の取消変更ないしその発動を求めるといったものではなく、民事訴訟法上適法であるし、また、その主張

にも理由がある。

以下、詳述する。

2 原告らの請求は、非権力的行為の実施によって本件原発施設の操業停止を求めらるるものであること

(1) 本件原発施設の操業停止は、被告国による被告九州電力に対する行政指導や事実行為といった「非権力的行為」によって実現可能であること

ア 被告国の主張

被告国は、原告らの「非権力的行為の実施による本件原発の運転停止を求めているのであるから、民事訴訟として適法である」との主張に対して、これを踏まえても、原告らの「本件操業停止行為請求は、被告会社による本件施設の操業を停止させるという法的効果を求めるものであるところ、行政指導や事実行為自体は、上記効果をもたらす行為ではなく、被告会社が任意に操業を停止しない場合、被告国としては、判決によって義務付けられた義務を履行するために、行政処分当たる行政規制権限の行使の取消変更ないしその発動を余儀なくされるから、公権力の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を必然的に含む請求と解さざるを得ない。」

(被告国の準備書面(1)・22頁)と主張している。

イ 規制権限の行使が必要不可欠ではないこと

しかし、そもそも被告九州電力の本件原発施設の操業というのは事実行為であり、かかる事実行為としての操業を停止させるために、原告らは、本件訴訟において、被告国が主張するような設置認可の取消しや運転停止命令などを求めているわけではない。

また、本件原発の操業停止のために、これらの法的規制権限の発動が必要不可欠なわけでもない。

原告らは、被告国に対して、行政指導や事実行為といった「非権力的行

為」の実施によって、被告九州電力による本件原発施設の操業を停止させるよう求めているのである。

ウ 福島第一原発事故以降の原発関連行政では、非権力的行為が広く利用されており、強い実効性を有していること

また、原告らの被告国に対する請求は、これまでの原発関連行政、特に福島第一原発事故以降の原発関連行政を踏まえた主張である。

例えば、2011年4月末日時点において、浜岡原発は、定期検査により稼働を停止していた3号機を除くと、すべて運転していた。

ところが、2011年5月6日、当時の内閣総理大臣菅直人は、「内閣総理大臣として、海江田経済産業大臣を通じて、浜岡原子力発電所のすべての原子炉の運転停止を中部電力に対して要請した」ことを、記者会見で発表した。

菅元首相によると、「浜岡原発で重大な事故が発生した場合には、日本社会全体に甚大な影響が及ぶ。浜岡原発では東海地震に十分耐えられるよう、防潮堤の設置など、中長期の対策を確実に実施することが必要である。そこで、国民の安全と安心を守るために、中長期対策が完成するまでの間、全ての原子炉の運転を停止すべきとの判断をした」ということであった。

この菅元首相の発言を受けて、わずか3日後の同年5月9日に、中部電力は、右要請に従い、浜岡原発の全ての号機について、運転を停止することを決定した。

そのことを報告する記者会見において、中部電力の水野社長は、「内閣総理大臣からの要請を重く受け止めており、また、国民の不安に対し真摯に対応し、より信頼を得ていくことが最優先であると考えている。そこで、非常に厳しい状況ではあるが、全ての号機を停止し、停止中の運転再開を見送ることにした。」と述べている。

上記のような浜岡原発停止のプロセスにおいて、被告国が行政規制権限

の行使の取消変更ないしその発動を行った事実はない。

被告国は、中部電力に対して、「（経済産業大臣を通じて）浜岡原子力発電所のすべての原子炉の運転停止を要請」するという「非権力的行為」を行って、稼動中であった浜岡原発の運転停止を実現しているのである。

しかも、中部電力が、被告国からの運転停止要請に抵抗を示した様子は一切なく、むしろ率先して被告国が実施した非権力的行為たる運転停止要請に従っているのである。

このように、原発関連行政においては、「非権力的行為」が広く利用されており、しかも、それが強い実効性を有しているのである。

エ 小括

以上のとおり、原告らは、被告国による規制権限の行使によらずして、事実行為等の「非権力的行為」を活用することによって、原告らの人格権等を侵害する違法な被告九州電力による本件原発施設の操業を停止させることは可能であり、むしろ「非権力的行為」の方が実効性を持つ、と主張しているのである。

(2) 被告九州電力が被告国からの非権力的行為による働きかけを拒否することは考えられないこと

ア 被告国の主張

被告国は、仮に、被告国から被告九州電力に対して、行政指導や事実行為を行ったとしても、これに従うか否かは、あくまでも被告九州電力の任意の判断に委ねられるという点を強調し、本件原発施設の操業停止という法的効果を得ることはできない、と主張している（被告国の準備書面（1）・25頁）。

イ 被告国による操業停止要請を被告九州電力が拒否することは考えられないこと

(ア) しかし、この点についても、既に原告らが主張しているように、わが

国における原発事業はいわゆる国策民営方式で推進されてきた事業であって（安倍総理が、外国に対し、わが国の原子力発電事業を積極的に売り込んでいる事実からも明らかであろう。）、被告国と被告九州電力をはじめとする電力事業者との関係は不可分一体のものであり、かつ、被告国の立場が、電力事業者の立場を大きく優越している。

そうすると、被告九州電力が、被告国の行政指導や事実行為といった非権力的行為による本件原発施設の操業差し止め要請を拒否するといった事態は考えられない。

(イ) しかも、このことは、福島第一原発事故以降、これまでのいわゆる「国策民営方式」による原発推進体制が強い批判を受けるようになった状況下において、より一層妥当する。

すなわち、福島第一原発事故を受けて、多数の国民世論が原発の存続に反対するようになった。

加えて、原告らの請求が認容され、被告国が行政指導や事実行為といった非権力的行為によって本件原発施設に対する働きかけを行った場合に、公益事業を営む被告九州電力をはじめとする電力事業者が、右働きかけに反対の意見を表明するということは、自らの社会的な存在意義を否定することになってしまう。

いかに電力事業者が地域独占企業であるといっても、国民世論や被告国と徹底的に対立してまで、原発施設の操業に固執するということは、およそ考えられない。

(ウ) 実際、先に見た浜岡原発の停止という事態は、事業者である中部電力にとっては極めて深刻かつ重大な経営問題であったにもかかわらず、被告国の非権力的行為たる要請に従順にしたがっている。

また、被告九州電力に関しても、被告国は、本件原発施設の再稼働をめぐる2011年6月から同年11月にかけて、「非権力的行為」を活

用して再稼働を画策したり、また逆に、「非権力的行為」を活用して被告九州電力に再稼働を断念させたりしている。

これに対し、被告九州電力が、被告国の働きかけに反対したという事実は一切なかった。

(エ) 結局のところ、被告国が被告九州電力に対して、本件原発施設の操業を止めるよう、運転停止要請といった行政指導などを行った場合には、もはや、被告九州電力において、これに従うか否かの判断の余地は残されていないのである。

その意味において、被告国が被告九州電力に対して実施する非権力的行為は、事実上、一定の強制力を有しているともいえる。

しかし、こうした事実上の効果は、行政規制権限を有する被告国が「違法な公権力の行使」を行った結果なのではなく、公益事業を営んでいる電力事業者が社会的にも経済的にも存続するうえで、抗うことができない「宿命」から生じた結果であって、右二つの結果は全く異質なものである。

ウ 小括

以上によれば、原告らの請求が認容され、被告国から被告九州電力に対して、行政指導や事実行為といった非権力的行為による本件原発施設の操業停止の要請が行われた場合において、被告九州電力が被告国の右要請を拒否するということはおよそ考えられない。

(3) まとめ

よって、原告らによる本件原発施設の操業停止（差し止め）要求は、民事訴訟の訴訟物として適格性を有しており、被告国に対する本件訴えは適法な訴えである。

3 被告国は、行政指導や事実行為によって本件原発施設の操業行為を「規制し、制限することができる」こと

(1) 被告国の主張

また、被告国は、仮に本件訴えが民事訴訟として不適法でないとしても、原告らの主張は、被告国に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、主張自体失当であるとして、棄却を求めている（被告国の準備書面（1）・26頁以下）。

被告国が主張しているとおり、原告らの請求は、人格権等の侵害に基づく物権的請求権類似の妨害排除請求である。

そして、物権的妨害排除請求権の性格とその請求の相手方は、「現に妨害を生じさせている事実をその支配内に収めている者」あるいは「現在妨害状態を惹起している者もしくはその妨害状態を除去し得べき地位にある者」であること、また、いわゆる厚木基地訴訟最高裁判決において、国が、法令の定めに基づき、差止めの対象とされる第三者の人格権に対する妨害行為を「規制し制限をすることのできる立場」にある場合において初めて国が当該行為の差止請求の相手方となり得ると判示していることも、被告国が主張しているとおりであり、これらの点については、原告らにおいても異論はない。

ただし、被告国が、「被告会社が行政指導や事実行為を行ったとしても、これを踏まえて本件操業を停止するか否かは、被告会社の判断によるものであるから、被告国が本件施設の操業を行政指導や事実行為によって『規制し、制限をすることができる』などとは認められないことは明らかである。」（被告国の準備書面（1）・30頁）として、原告らの主張を「主張自体失当」と主張している点は争う。

(2) 行政指導や事実行為といった非権力的行為のみによっても、被告国は被告九州電力の操業行為を「規制し、制限することができる」こと

被告国による上記(1)の主張に対しても、上記2で述べたことがそのまま妥

当する。

すなわち、原告らの請求は、公権力の行使である規制権限の発動を求めるものではなく、行政指導や事実行為といった非権力的行為によって本件原発施設の操業停止（差し止め）を求めるものである。

しかし、前述したように、わが国の原発政策は被告国と各電力事業者とが一体となって「国策民営方式」として推進してきた歴史的経緯もあって、原発関連行政において、被告国が、原発操業を止めるよう行政指導などを被告九州電力に対して行えば、もはや、被告九州電力において、これに従うか否かの判断の余地は残されていないのである。

したがって、被告国は、本件原発施設の操業を行政指導や事実行為によって「規制し、制限すること」はできる立場にある。

そして、原告らは、被告国に対して、その支配の及ぶ被告九州電力の本件原発施設の操業に伴う原告らの人格権等に対する侵害行為の差止を請求することができる。

(3) まとめ

以上のとおり、原告らの請求は、被告国に対する人格権等に基づく妨害排除請求として必要な要件を満たすものであり、被告国の上記(1)の主張も成立しない。

4 結論

よって、原告らの請求は、公権力の行使の取消変更ないしその発動を求めるものではなく、民事訴訟法上適法であり、また、その主張にも理由があるものである。

以上